

中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令の一部を改正する省令について

平成１９年２月
総合政策局貨物流通施設課

１．改正の背景・目的

前通常国会（第１６４回国会）において、中小企業組合の事業運営全般の規律強化、共済事業の運営の健全性・透明性の確保等を内容とする「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成１８年法律第７５号。以下「改正法」という。）が平成１８年６月に成立した。

今般、改正法が平成１９年４月１日に施行されることに伴い、「中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令」（昭和２７年運輸省令第１号。以下「省令」という。）について、所要の改正を行うこととする。

２．改正の概要

改正法の施行により、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律１８１号。以下「組合法」という。）第９条の９第４項が同条第５項、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号。以下「団体法」という。）第１７条第７項が同条第８項に改正され、また、組合法第１１４条、団体法１０６条、及び商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第９１条が改正されることに伴い、これらを引用する省令第１条第１項、第６条、第７条及び第五号様式の改正等所要の改正を行う。

さらに、第五号様式については顔写真の表記に関する改正を行う。

３．今後の予定

公布：平成１９年３月２９日

施行：平成１９年４月１日（改正法の施行の日）